

指名停止の状況

業者名 (本店所在地)	指名停止の期間	要領適用条項	指名停止の理由
ニチレキ株式会社 愛知営業所 (東京都)	令和元年7月25日から 令和元年8月24日まで (1か月)	第2条第1項、第4条 第3項及び別表第2 第4号	<p>当該業者は、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意を行っていた。</p> <p>この合意をしたことに対し、公正取引委員会は令和元年6月20日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反すると認定し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、公社の入札参加資格を有する当該業者に対して指名停止を行う。</p>
東亜道路工業株式会社 中京支店 (東京都)			